**旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応**

（厚生労働省通知の要約）

1. **営業者が日頃留意すべき事項**
2. 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。（各地区保健所：）
3. 感染経路の把握に必要な場合があるため、法令に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
4. 宿泊者に対し、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
5. 宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記２①に該当しない場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
6. 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
7. 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。
8. WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（※1）に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。
9. **新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合**
10. 宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、又は、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従うこと。
11. 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。
12. また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。
13. 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。
14. 感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
15. 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。
16. 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「ＭＥＲＳ感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年６月25 日版）」(※2)（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施すること。
17. また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」(※3)（平成５年２月15 日付指第14 号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。
18. **感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策**

　従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱など体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡させ、その指示に従わせること。

**注　　釈**

**※1 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（３月11 日現在）**

中華人民共和国（湖北省、浙江省） 大韓民国（大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡） イラン イスラム共和国（コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州） イタリア共和国（ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州） サンマリノ共和国

**※2 MERSの消毒薬と消毒範囲**

MERS-CoVの消毒薬抵抗性は高くない。しかし、MERS の致死率は約35％と高く、また本ウイルスに関する詳細について不明な点もあるため、厳重な消毒で対応する。

80℃で10 分間などの熱水、次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノールなどの消毒薬による消毒を行う。

1) 手指衛生　　速乾性 (アルコール擦式) 手指消毒薬を用いる。

2) 医療機器

80℃で10 分間などの熱水や蒸気が適している。ただし、非耐熱性の場合は、次亜塩素酸ナトリウム (1,000ppm) への30 分間浸漬などを行う。また、消毒用エタノール清拭も有効である。2 度拭きを行う。

3) 環境

手指が頻回に接触する箇所を中心に、次亜塩素酸ナトリウム (1,000ppm) や消毒用エタノールによる清拭を行う。2 度拭きを行う。

4) リネン

熱水が適している。80℃で10 分間などの条件で、熱水洗濯機での洗濯を行う。熱水洗濯機がなければ、次亜塩素酸ナトリウム (1,000ppm) への30 分間浸漬などを行う。

**※3　病院、診療所等の業務委託について**（感染の危険のある寝具類に関する消毒方法）

◎　次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。

1　理学的方法

(1)　蒸気による消毒

蒸気滅菌器等を使用し、一〇〇℃以上の湿熱に一〇分間以上作用させること。

ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌(破傷風菌、ガス壊疽菌等)により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）については、一二〇℃以上の湿熱に二〇分間以上作用させること。

(注)　　1　温度計により器内の温度を確認すること。

2　大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。

(2)　熱湯による消毒　　　八〇℃以上の熱湯に一〇分間以上浸すこと。

(注)　　1　温度計により温度を確認すること。

2　熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度の低下に留意すること。

2　化学的方法

(1)　塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素二五〇ppm以上の水溶液中に、三〇℃で五分間以上浸すこと(この場合、終末遊離塩素が一〇〇ppmを下らないこと。)。

(注)　汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。

(2)　界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。

(注)　洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。

(3)　クロールヘキシジンによる消毒

クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。

(注)　塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。

(4)　ガスによる消毒

①　ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六g以上及び水四〇g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。

②　エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で五〇℃以上で四時間以上作用させるか、又は1kg／cm2まで加圧し五〇℃以上で一時間三〇分以上作用させること。

③　オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、CT値六〇〇〇ppm・min以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」(平成十九年三月三十日付医政経発第〇三三〇〇〇二号厚生労働省医政局経済課長通知)を遵守すること。